

平成 2 3 年 度

予 算 編 成 方 針

倉敷市企画財政局企画財政部財政課

平成22年10月18日

各 局 ・ 部 長 様  
(主 管 課 経 由)

企画財政局長 平 沢 克 俊

平成23年度予算編成方針について (通達)

1 経済及び国の動向

日本経済の基調判断について、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、引き続き持ち直してきており、自律的回復に向けた動きもみられるが、このところ環境の厳しさは増している。また、失業率が高水準にあるなど依然として厳しい状況にある。」とし、先行きについては、「当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待される。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっている。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である。」と、景気の動向に対する強い懸念を表明しています。

こうした状況のもと、国は平成23年度予算編成において、デフレ脱却を含めた経済成長の実現、国民生活の安定・安全、「新しい公共」の推進など、元気な日本を復活させるための施策に予算の重点配分を行う仕組みとして「元気な日本復活特別枠」を設置し、省庁を超えて大胆に予算を組み替えることとしています。

更に、本年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく補助金の一括交付金化などの制度改正が予想されるため、本市の財政運営への影響が懸念されます。

2 本市の財政見通しと予算編成の方針

本市の財政見通しについては、昨年9月に公表した中期財政試算では、中期財政収支（その1）で示したとおり、平成23年度から24年度までの2ヵ年で約33億円（平成23年度は約19億円）の収支不足が生じる見込みとなっています。

各部署におきましては、国・県等の情報の的確な把握に努めるとともに、限られた財源の中で、「無駄を省く」こと、「投資対効果を考える」ことを念頭に、市民サービスを効果的に行

うため、事務事業の選別化・重点化に積極的に取り組み、より一層の効果的・効率的な行財政運営を目指すことを求めます。

(1) 要求について

① 重点事業経費

- ・市長公約関連事業及び合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業の中で、平成23年度に市として重点的に取り組む事業とする。
- ・重点分野に属する事業については、現在、倉敷市第六次総合計画を策定中のため、平成22年度当初予算に計上した重点分野事業は、当面、部局事業経費で要求することとし、今後の取扱いについては別途通知する。

② 義務的経費（別表に定めるもの）

- ・予算編成要領に基づいて適切な要求を行うこと。

③ 単独公共事業・維持補修経費（農林水産業費、土木費、教育費のシーリング対象事業、施設の維持補修経費のうち別途指定するもの）

- ・シーリング対象事業、維持補修経費ごとに、財政課が提示した額を上限として要求を行うこと。

④ 部局事業経費

- ・平成22年度当初に引き続き、ゼロベースからの事業費査定を行う。
- ・効率的な予算編成を行うため、過去の実績等に基づき過大な要求とならないよう各部局で十分精査のうえ、平成22年度当初予算額をベースに要求を行うこと。

(2) 予算要求書の提出期限

重点事業経費	平成22年11月24日
義務的経費	平成22年11月 8日
単独公共事業・維持補修経費	平成22年11月 8日
部局事業経費	平成22年11月24日

3 予算編成の基本的事項

(総括的事項)

- (1) 予算要求にあたっては、年間を通じて予想される全ての歳入、歳出を要求すること。

(事務事業評価)

- (2) 今年度実施する事務事業評価の対象事業については、検証結果を踏まえて、予算編成過程の中で反映させることとする。

(総合計画)

- (3) 現在、倉敷市第六次総合計画を策定中であるが、予算編成過程の中で、この計画を反映

させることとする。

(財源の確保)

- (4) 歳入の確保ができてはじめて歳出が可能となることを再認識し、積極的に財源の確保を図ること。特に、各種収入の未収金については、目標額の設定や整理計画など、あらゆる手段を講じて収納率の向上に努めること。また、使用料や手数料については、住民負担の公平性や受益者負担の原則を基本に、その見直しについて検討すること。

(国・県補助)

- (5) 国・県補助事業については、国・県の予算編成の動向や制度改正等を十分に見極めながら、有効かつ適正な活用を図ること。ただし、補助事業といえども安易に対応することなく、その必要性・事業効果・超過負担の状況等を十分に検討すること。また、補助金の廃止や縮小が行われた場合は、原則として事業そのものも合わせて廃止、縮小すること。

(市債)

- (6) 市債については、平成20年度～平成23年度までの4年間で負債総額200億円削減を目標としており、要求額の抑制を前提とするが、地方交付税措置等財政支援が講じられるものについては、有効な活用を図ること。

(重点事業経費)

- (7) 重点事業経費は、下記の項目に該当する事業の中で、平成23年度に市として重点的に取り組むものとし、具体的な事業については、予算編成過程の中で決定する。

(ア) 市長公約関連事業

(イ) 合併特例債事業など都市・生活基盤等整備事業

(ウ) 第六次総合計画に掲げる施策のうち、重点分野に属する事業（別途通知する。）

(義務的必要経費)

- (8) 義務的必要経費については、別表に掲げる経費とする。

(単独公共事業・維持補修経費)

- (9) 単独公共事業・維持補修経費については、次に掲げる事業・経費とし、要求の上限を設ける。

(ア) 単独公共事業

・農林水産業費（農業施設新設改良事業）

・土木費（道路新設改良費，橋りょう費，河川新設改良費，街路事業費，公園整備費）

・教育費（学校全校・園対象事業）

のうちシーリング対象事業については財政課が別途提示する額を上限とする。

(イ) 維持補修経費

・庁舎，保育所，文化・スポーツ施設，斎場，清掃施設，農業施設，公園，道路，公営住宅，生涯学習施設，学校・園にかかる維持補修経費については財政課が別途提示する額

を上限とする。

施設の延命化によるライフサイクルコスト削減や、安全性確保等の観点から、各施設の状態に応じ適切な維持補修を行うこと。

(部局事業経費)

- (10) 部局事業経費については、重点事業経費、単独公共事業・維持補修経費及び義務的経費以外の経費とし、平成21年度の決算内容の分析を行い、真に必要な最小限の経費を各部局内で精査のうえ、平成22年度当初予算の額をベースに要求すること。

また、事業費の算定にあたっては、充当財源がある場合は必ず見込むこと。

新たに財源の確保の見通しが無い限り、補正予算の要求は原則として認めない方針であるので、注意すること。

(支所の予算要求)

- (11) 支所機能の充実を図るため、児島、玉島並びに水島支所の総務課、産業課、建設課等の予算要求については、要求をする場合には、支所内で調整を行うとともに、要求事業名を事前に財政課へ連絡し、所管の本庁各部局の長とも十分協議、調整を行うこと。

(補助金等)

- (12) 補助金については、実績報告書などにに基づき成果を検証し、個々の補助金の必要性、効果、緊急性などの検討を行い、社会・経済情勢の変化により実情にそぐわなくなったものなどについては、積極的に見直しを行うこと。

(行財政改革)

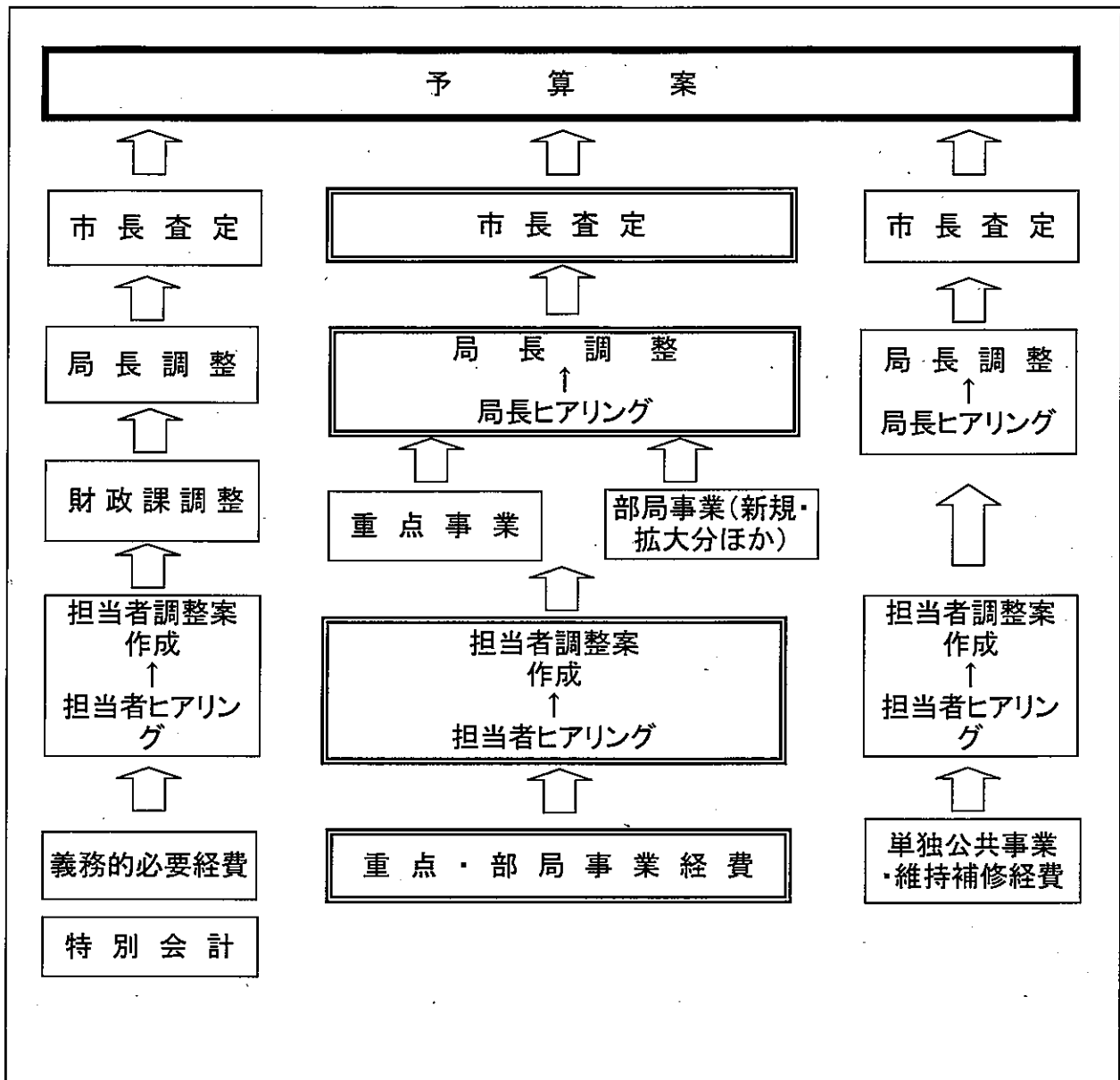
- (13) 平成23年度から新たな行財政改革プランに基づき行財政改革を進めていくこととしているが、実施項目はもとよりプランにあがっていない事務事業についても、効果的・効率的な行政運営や民間委託の推進、未利用地の有効活用や各種収入金の収納率の向上による財源確保などに努めること。

(特別会計・企業会計等)

- (14) 特別会計、企業会計については、独立採算の原則に則り、一般会計からの経費負担区分の適正な運用に努め、業務運営の一層の合理化及び健全化を図ること。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計はもとより、一部事務組合や外郭団体を含めた財政状況の報告等が求められていることを十分に踏まえ、本市の予算編成方針を徹底するとともに、提出された要求内容を各部署で必ず精査して要求すること。

以上のことを理解のうえ、職員一人ひとりが本市の厳しい財政状況を十分認識し「平成23年度予算編成要領」に基づき的確な予算要求を行うよう、命により通達します。

予算編成(調整・査定)の流れ図



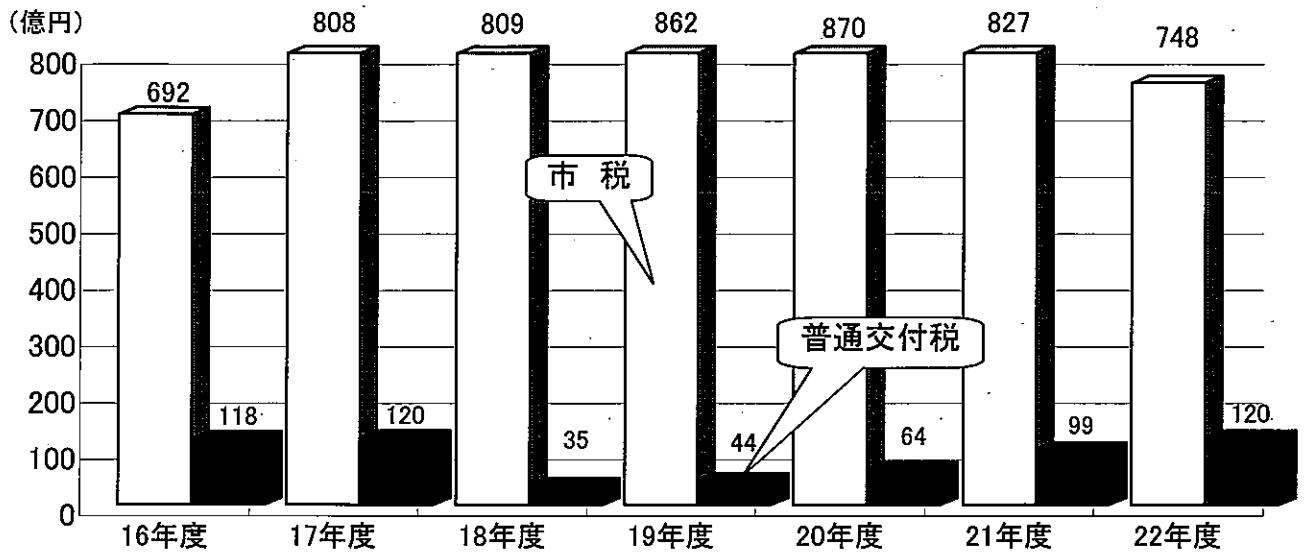
別表 義務的必要経費

1 一般会計

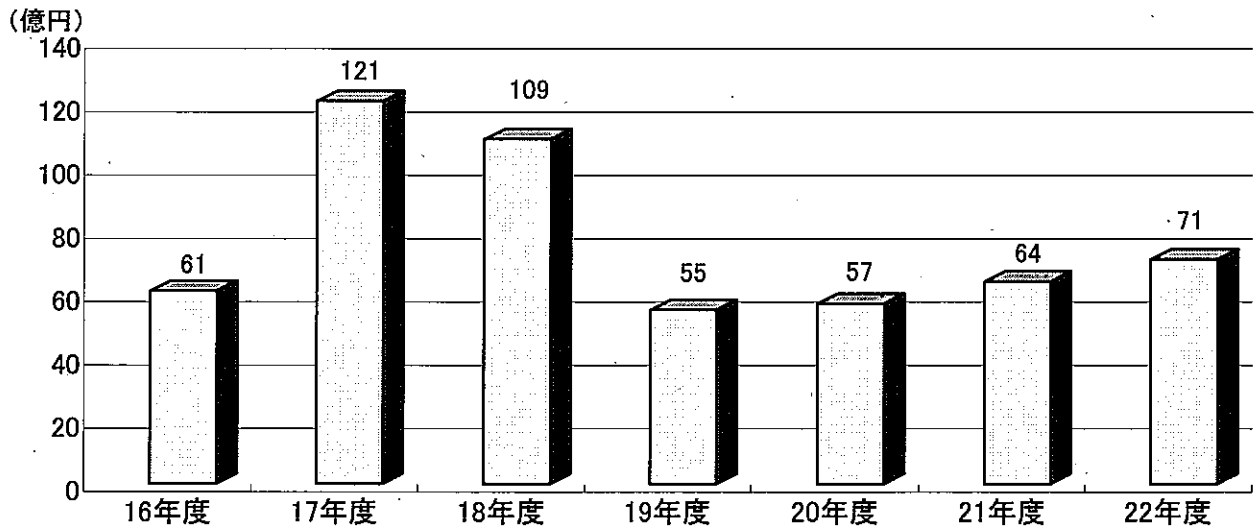
費目等	項目
(節) 報酬	報酬 (各種委員会・審議会等委員報酬は除く。非常勤職員等報酬は人事課, 一般廃棄物対策課, 教育総務課, 市民学習センター要求分に限る。)
(節) 給料	給料
(節) 職員手当等	職員手当等
(節) 共済費	共済費(上記報酬, 給料にかかるもの)
(節) 恩給及び退職年金	恩給及び退職年金
(節) 扶助費	扶助費(国・県補助事業及び一般財源化分)
(款) 公債費	
(節) 委託料	・平成23年度から実施する民間委託を推進するための経費 ・「予防接種費」や「健康増進事業」などの扶助費的な経費
(節) 負担金補助及び交付金	県工事負担金, 一部事務組合等への負担金, 利子等補給金
(節) 貸付金	
(節) 補償補填及び賠償金	損害賠償金, 公社等償還に対するもの
(節) 償還金利子及び割引料	
(節) 積立金	
(節) 公課費	
(節) 繰出金	特別会計・企業会計への繰出金
(項) 選挙費	直接選挙の執行に要する経費
(款) 災害復旧費	
(款) 予備費	
債務負担行為によるもの	事務機器等借上料を除く。ただし, 情報政策課及び教育総務課(情報学習センター分)のコンピュータ等機器借上料は義務的必要経費とする。

2 特別会計 (特別会計は, 義務的必要経費とする。)

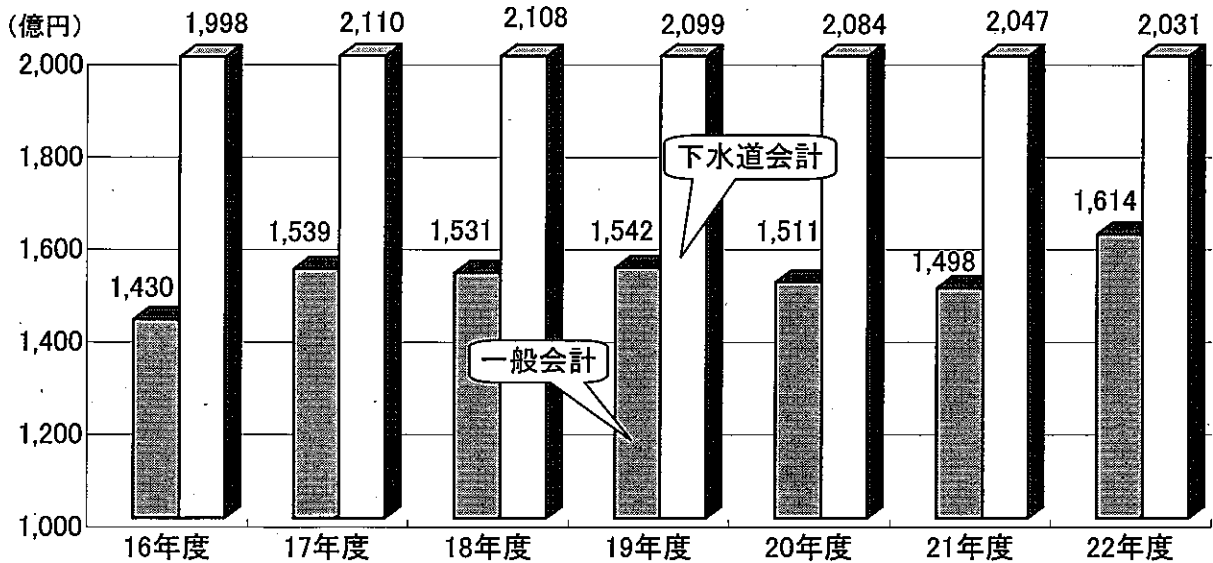
### 市税及び普通交付税の推移



### 財政調整基金の残高



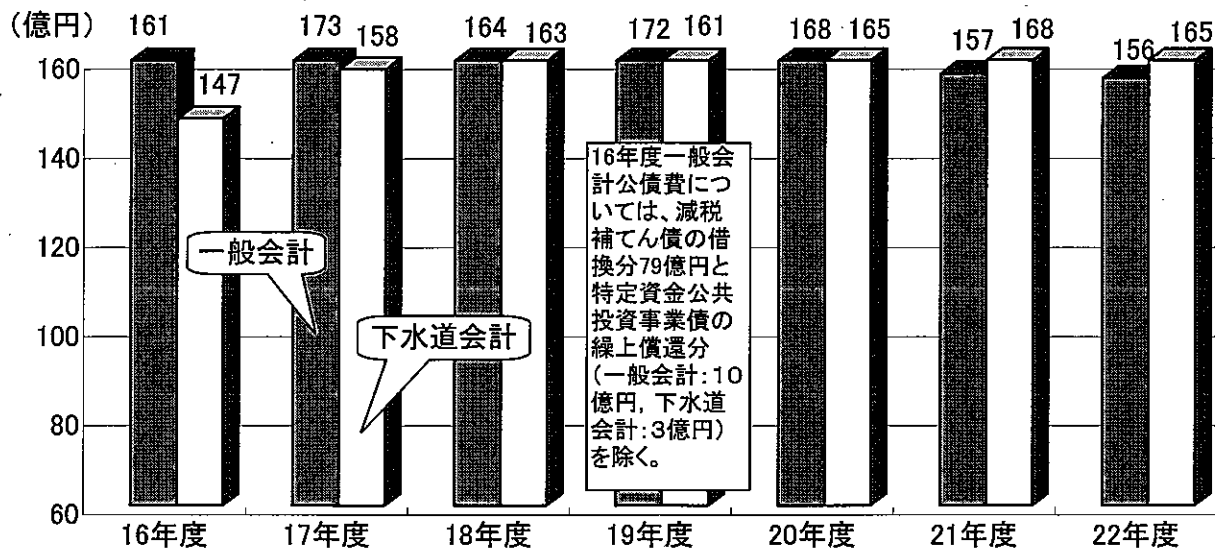
### 市債の残高



・一般会計には新倉第一・第二特別会計廃止に伴う引継分を含む(19年度～)



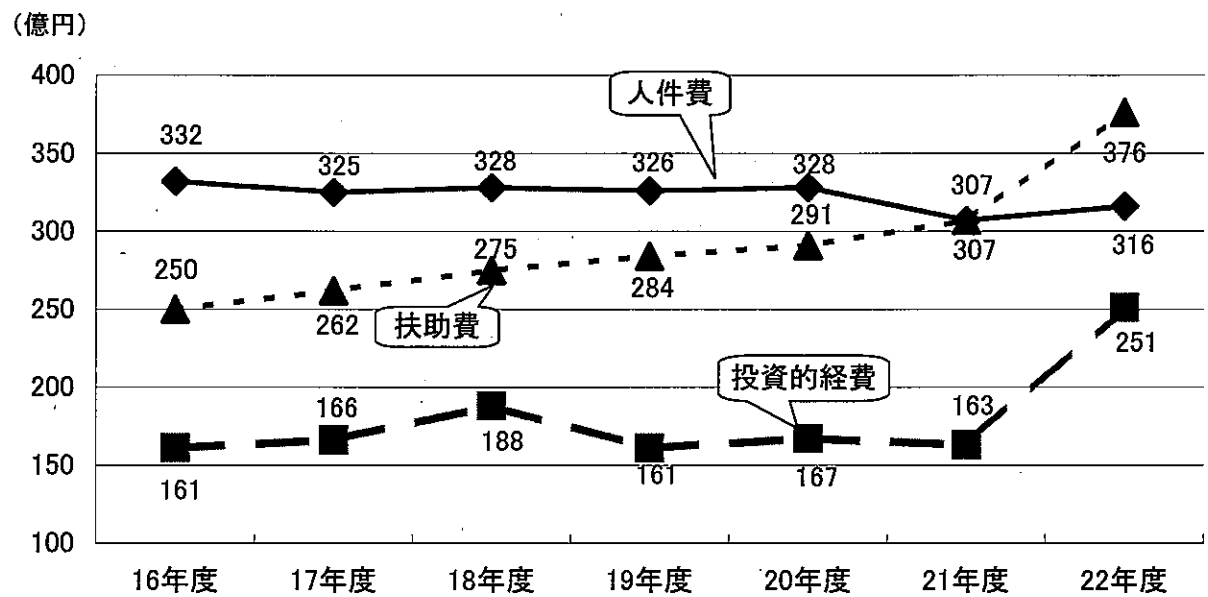
## 公債費の推移



16年度一般会計公債費については、減税補てん債の借換分79億円と特定資金公共投資事業債の繰上償還分(一般会計:10億円, 下水道会計:3億円)を除く。

・一般会計には新倉第一・第二特別会計廃止に伴う引継分を含む(19年度～)  
 ・公的資金繰上償還に係る借換債分は除く(19・20・21年度)

## 歳出のうち主なもの



## 財政指標の推移

